

大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針

平成 13 年 4 月 1 日 制定

令和 2 年 11 月 16 日 一部改正

令和 7 年 8 月 25 日 一部改正

事業者は、大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成 10 年大津市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 106 条第 1 項に規定する指定化学物質等の適正な管理を行うに当たり、次に掲げる事項に留意すること。

1 対象事業者

本指針を適用する事業者は、大津市内において、指定化学物質等を製造し、又は使用する工場又は事業場（以下「指定化学物質等使用工場等」という。）を有する者とする。

2 管理体制の整備

(1) 適正管理組織の整備

- ア 指定化学物質等使用工場等の事業者（以下、「事業者」という）は、適正管理に係る責任者、役割分担及び連絡体制を明確にすること。
- イ 従業員数が 20 人以下の事業者で、直ちに組織を整備することが困難な場合は、適正管理に係る責任者の設置から順次整備するよう努めること。

(2) 適正管理に関する規程類の整備

- ア 事業者は、指定化学物質等使用工場等内の組織及びその職務の内容並びに指定化学物質等の取扱方法及び取り扱う施設の点検要領を具体的に定めた規程類を整備すること。
- イ 事業者は、指定化学物質等の組成、成分、物理的及び化学的性質、有害性、危険性、適用法令、取り扱いの注意事項等を記載した安全データシート（以下「SDS」という。）及び汚染・事故事例等の情報を収集し、整備すること。
- ウ 事業者は、指定化学物質等を譲渡又は提供する場合は、相手方に対し、当該物質に係る SDS を提供すること。
- エ 従業員数が 20 人以下の事業者で、直ちに取扱方法等に関する規程類を整備することが困難な場合は、指定化学物質等の取扱状況に応じて、安全管理上重要な規程類から順次整備するよう努めること。

(3) 適正管理に関する教育、訓練の実施等

- ア 事業者は、指定化学物質等を取り扱う従業員等全ての関係者に対し、指定化学物質等の適正な管理の重要性、適正管理に関する規程類、SDS の内容等に関する教育、訓練を継続的に実施すること。
- イ 事業者は、指定化学物質等使用工場等内の適切な箇所に管理体制図、指定化学物質等の安全情報、事故時の対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の点検における注意事項等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

(4) 適正管理体制に関する見直し

事業者は、指定化学物質等の管理状況について、常に点検を実施し、管理体制の継続的な見直しを行うこと。

3 管理対策の実施

(1) 指定化学物質等の適正な取り扱い

- ア 事業者は、規程類に従って指定化学物質等を適正に取り扱うとともに、施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検すること。
- イ 前項の点検において、異常が認められた場合には速やかに補修その他必要な措置を講ずること。

(2) 指定化学物質等を含む廃棄物の管理

- ア 事業者は、指定化学物質等を含む廃棄物の発生の抑制等に努めること。
- イ 指定化学物質等を含む廃棄物については、収集運搬されるまでの間、種類、性状等に応じて適正に保管すること。
- ウ 指定化学物質等を含む廃棄物の処理を委託する場合は、必要な情報を委託業者に提供すること。

4 使用量等の把握

事業者は、指定化学物質等使用工場等での使用量等の把握に努めること。

(1) 受入量等の把握

- ア 事業者は、指定化学物質等の受入量及び受入方法、製造量、使用量並びに保管量を把握し、整理すること。
- イ 混合物については、その主要成分ごとに量を把握すること。

(2) 排出量等の把握

事業者は、第一種指定化学物質の大気、水及び土壌等の環境への排出量（漏えいを含む。）及び廃棄物に含まれて指定化学物質等使用工場等の外へ移動する量（以下「移動量」という。）を把握し、整理すること。

5 使用量等の削減技術の導入等

(1) 技術情報の収集、整理

事業者は、工程中の指定化学物質等の使用量及び排出量等がより少ない技術又は機器の情報並びに有害性及び危険性の低い代替物質の情報を収集し、整理すること。

(2) 代替物質の導入

- ア 事業者は、使用する指定化学物質等の有害性及び危険性を評価し、より有害性及び危険性の低い物質の使用に努めること。
- イ 代替物質の導入に当たっては、有害性及び危険性が高い指定化学物質等又は排出量等の多い指定化学物質等から、順次実施するよう努めること。

(3) 工程等の管理対策

事業者は、主要な作業工程（保管含む）に応じて、最新の技術情報を活用するなど作業工程の見直しを図り、指定化学物質等の環境への排出抑制に必要な対策の実施に努めること。

(4) 回収等の技術の導入

事業者は、環境へ排出される排水、排出ガス中及び廃棄物中の指定化学物質等の回収、除去及び処理のための技術及び設備の情報収集に努めるとともに、これらを導入し、適正な維持管理を行い、再利用、再資源化に努めること。

6 事故に伴う環境汚染の防止

(1) 平常時における準備

ア 事業者は、事故に伴う指定化学物質等による環境汚染を最小限に抑えるための対応措置をあらかじめ検討のうえ、事故対応マニュアルを整備し、従業員に対して計画的に教育及び訓練を実施すること。

イ 自然災害を含めた事故を想定し、指定化学物質等による環境汚染を回避する事故対応マニュアルを整備すること。

ウ 特に指定化学物質等使用工場等の周辺に住宅地や学校、病院等がある場合はその位置を確認し、必要な場合は、これらに対する環境汚染を回避するための未然防止措置を講じておくこと。

(2) 事故発生時の措置

ア 事業者は、指定化学物質等に係る事故が発生した場合、消防法その他の関係法令の規定によるほか、事故対応マニュアルに従い、速やかに対応すること。

イ 事業者は、指定化学物質等使用工場等から指定化学物質等が漏えいし、又は漏えいするおそれが生じたときは、その事故の状況を市等の関係者に通報するとともに、応急措置の完了後、速やかに、講じた措置等の概要を条例施行規則第105条に規定に準じて工場等事故報告書により市に報告すること。

7 監視及び情報提供等

(1) 監視及び測定

ア 事業者は、指定化学物質等の排出及び漏えいを監視する設備の設置に努めること。

イ 事業者は、取り扱う指定化学物質等に応じ、排水及びばい煙等の定期的な自主測定に努めること。

(2) 使用量等の記録

事業者は、指定化学物質等の受入量、製造量、使用量、保管量、排出量及び廃棄量並びに前号イの測定を行っている場合はその結果を記録、保存すること。

(3) 情報提供等

ア 事業者は、指定化学物質等使用工場等における管理状況等について、理解を深めるため、周辺住民等への情報提供に努めること。

イ 市からの要請があったときは、当該指定化学物質等使用工場等における管理状況等を報告すること。

8 関連企業への周知・支援等

事業者は、関連企業に対しこの指針に定める指定化学物質等の適正な管理に係る内容の周知、情報提供、支援等を行うこと。

9 その他

事業者は、市が行う化学物質等に関する各種調査に協力すること。